

伊勢市立小俣中学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

1. いじめの定義といじめ防止のための基本的な考え方

(1) いじめの防止の対策に関する基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題です。いじめの防止の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめをなくすことをめざして行われなければなりません。すべての生徒がいじめを行わないよう、また、いじめを認識しながら無関心であることがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるようにすることを旨としなければなりません。

(2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法では、いじめを次のように定義しています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法第2条】

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要であるとともに、いじめられた生徒本人や周辺の状態等の客観的な事実確認を行うことも重要です。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) 本校におけるいじめの防止の基本的な考え方

- ①心の通う対人関係を構築できる社会性のある人間へと育み、いじめを生まない土壌をつくる社会をめざします。
- ②学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことを大切にします。
- ③いじめを行う背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育みます。
- ④すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりをめざします。
- ⑤人と人とのつながりの重要性を子どもたちが体感できるよう、大人と子どものコミュニケーションを促進します。
- ⑥地域・家庭と一体となったいじめ問題への取組が重要であることを啓発していきます。

2. いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止

道徳教育や人権教育を中心とし、あらゆる教育活動を通して生徒の自己肯定感や規範意識を育み、豊かな心を育てていきます。生徒のインターネット上のいじめの防止については、インターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネットを利用するためのスキルを向上し、ネットリテラシーや情報モラル教育を推進します。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携して、生徒の些細な変化に気づく力を高めることが必要です。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われたりすることを認識することが必要です。

教職員は、日ごろから生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒の示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう学校全体で取り組みます。また、学期に1回以上のアンケート調査や教育相談、電話相談窓口の周知等に加え、学習用端末等を活用し、生徒がいつでもいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守る必要があります。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、原則としてその日のうちに校長と関係教職員が情報共有し、直ちに組織的に対応すると同時に、速やかに教育委員会に報告するものとします。まず、事実関係を客観的に調査し、いじめの有無を見極め、いじめと判断した後は、いじめを受けた生徒を守り通すとともに、その生徒との信頼関係を築いていきます。そして、いじめを受けた生徒の思いを尊重した上で、いじめを行った生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと毅然とした態度でいじめを行った生徒を指導します。これらの対応について、全教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたります。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

次の場合を重大事態と規定します。

○「いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。」

「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に

着目して判断します。例えば、次のようなケースが想定されます。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○「いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。」

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とし

ます。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、欠席日数が 30日に満たなくとも迅速に調査に着手することが必要です。

○生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査や報告等にあたる必要があります。生徒が転校を申し出た場合には、その理由を丁寧に聞き取るとともに、いじめやいじめの疑いがある場合は、学校は直ちに教育委員会に報告します。

(2) 重大事態発生の報告等

学校は重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するものとします。重大事態の報告を受けた教育委員会は、当該事案を直ちに市長及び三重県教育委員会に報告するものとします。

(3) 重大事態への対処

- ①教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。
- ②上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- ③上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。